

本年10月、政管健保は「協会けんぽ」に変わります

中小企業等で働く従業員やその家族の皆様が加入されている健康保険(政府管掌健康保険)は、現在、国(社会保険庁)で運営していますが、平成20年10月1日、新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなります。

協会設立で変わります。

1. 組織や職員が変わります。

協会は、非公務員型の法人として新たに設立される保険者であり、職員は公務員ではなく民間職員です。
協会の理事長や各都道府県の支部長はすべて民間出身者を登用する等民間からの採用を進め、民間のノウハウを積極的に採り入れていきます。

2. サービスが変わります。

民間のノウハウやIT・システムを活用し、被保険者や事業主の皆様の視点からサービスの向上を図っていきます。

3. 地域により密着した運営に変わります。

都道府県ごとに支部を設け、地域の身近な保険者として地域の被保険者や事業主の皆様のご意見に基づき、生活習慣病の予防など地域の実情に応じた事業を展開しています。

4. 仕事の仕方が変わります。

民間の法人として職員の意識改革を図り、能力と実績に基づく人事制度の徹底を図るとともに、業務改革を進め、運営の効率化を図っていきます。

協会設立でも変わりません。

医療機関で受診された場合の自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、傷病手当金などの現金給付の金額や要件など、健康保険の給付の内容は、協会設立後もこれまでと変わりません。

また、被保険者証については、平成20年10月以降順次、新たな被保険者証への切替えが行われますが、切替えが完了するまで現在お持ちの被保険者証は引き続き医療機関等で使用できます。

【協会けんぽの理念】

《基本使命》

協会は、保険者として被用者に係る健康保険事業を行い、被保険者等の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって被保険者等の利益の実現を図る。

《キーコンセプト》

- ・事業主及び被保険者の意見に基づく自主自律の運営
- ・事業主及び被保険者への信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・事業主及び被保険者への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

◆「協会けんぽ」は、「全国健康保険協会管掌健康保険」の愛称であり、シンボルマークとともに、公募により選定されました。

【協会けんぽに関するQ&A】

- Q1. 全国健康保険協会の行う業務は？
- Q2. 被保険者証はどうなるの？
- Q3. 健康保険の給付はどうなるの？
- Q4. 健康保険の給付等の申請窓口や保険料の納付先はどうなるの？
- Q5. 保険料はどうなるの？

【協会の設立に向けた広報】

○協会の設立に向けて、事業所、関係機関等に以下のチラシ等を配布しています。
(チラシ)

- ◇ 事業主・被保険者用
- ◇ 医療機関用
- ◇ 任意継続被保険者用

(ポスター)

○政府広報関係

- ◇ 番組:「MY JAPAN」
 - ・放送局:CSニュースチャンネル(朝日ニュースター)
 - ・放送:8月2日(土)、8月3日(日)
 - ・テーマ:官から民へ 政府管掌健康保険が変わります!!
 - ・<http://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/myjpn/movie/20080802.html>
- ◇ インターネットテレビ(24ch)
 - ・テーマ:変わります 官から民へ 政府管掌健康保険から協会けんぽへ
 - ・<http://nettv.gov-online.go.jp/>
- ◇ 番組:「ご存じですか」
 - ・放送局:日本テレビ系
 - ・放送:8月21日(木)
 - ・<http://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/gozo/backnumber/200808.html>
- ◇ 番組:「キク!みる!」
 - ・放送局:フジテレビ、関西テレビ
 - ・放送:8月22日(金)、8月28日(木)
 - ・<http://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/kikumiru/backnumber/200808.html>

【協会けんぽの概要】

協会けんぽに関する詳しい情報は以下をご参照ください。

- ◇ 全国健康保険協会の概要
- ◇ 医療制度改革(公法人化関係)
- ◇ 協会の理念・運営方針
- ◇ 全国健康保険協会設立委員会における検討状況
- ◇ 協会の職員(民間募集分)の採用について
- ◇ 協会の職員採用の状況について

協会けんぽに関するQ&A

Q1 全国健康保険協会の行う業務は？

A1 全国健康保険協会は、健康保険の保険者として、被保険者証の発行、保険給付、レセプト(診療報酬明細書)の点検、健診や保健指導等の保健事業等を実施します。
なお、健康保険への加入や保険料の納付の手続については、従来と同様、社会保険事務所(社会保険庁)において、会社(事業所)を通じて、厚生年金の手続とあわせて行われます。(ただし、会社を退職した場合に継続して任意で加入される方(任意継続被保険者)の手続は、協会で行います。)

Q2 被保険者証はどうなるの？

A2 10月1日以降に新たに協会けんぽに加入された方や被保険者証の再交付の手続をされた方には、全国健康保険協会から新たな被保険者証が発行されます。従前から政府管掌健康保険に加入されていた方には、10月以降順次、協会名の新たな被保険者証への切替えが行われます。これらの被保険者証の切替えの手続は、一般の被保険者の方は会社(事業所)を通じて行われます。(任意継続被保険者の方には、直接ご自宅に郵送させていただきます。)

被保険者証の切替えが完了するまでは、現在お持ちの被保険者証は引き続き医療機関等で使用できます。なお、切替えの期間等の具体的な内容については、今後、会社(事業所)や各種広報を通じてお知らせをしていきます。

Q3 健康保険の給付はどうなるの？

A3 医療機関で受診された場合の自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、傷病手当金などの現金給付の金額や要件など、健康保険の給付の内容は、協会設立後もこれまでと変わりません。

Q4 健康保険の給付等の申請窓口や保険料の納付先はどうなるの？

A4

健康保険の加入や保険料の納付の手続は、従来と同様、最寄りの社会保険事務所(社会保険庁)において、お勤めの会社(事業所)を通じて行います。また、傷病手当金等の健康保険の給付や任意継続等に関する申請の受付や相談は協会の各都道府県支部で行います。また、円滑な移行を図るため、当面、協会の職員の巡回等により、社会保険事務所に申請の受付等の窓口を開設することとしています。各都道府県における窓口の具体的な取扱いについては、今後、会社(事業所)や各種広報を通じてお知らせをしていきます。

なお、健康保険の給付等の申請は、来所していただく必要はなく、郵送で行うことがで

きます。

Q5 保険料はどうなるの？

A5 本年10月の協会設立時の健康保険の保険料率は、9月30日までの政府管掌健康保険の保険料率(8.2%)が適用されます。

なお、協会設立後、1年以内に、都道府県毎に地域の医療費の反映した保険料率を設定することとなります。都道府県単位の保険料率の場合、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなったり、所得水準の低い県ほど同じ医療費でも保険料率が高くなることから、年齢構成や所得水準の違いは都道府県間で調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定することとなっています。また、都道府県別保険料率への移行に当たり、保険料率が大幅に上昇する場合には激変緩和措置を講ずることとなっています。

[◀前のページに戻る](#)

[▶このページのトップに戻る](#)